

# 訓令

埼玉県  
埼玉県公営企業  
埼玉県流域下水道事業  
埼玉県教育委員会  
埼玉県警察本部

本庁  
地域機関  
埼玉県企業局  
埼玉県下水道局  
埼玉県教育局  
県立教育機関  
埼玉県警察本部

埼玉県危機対策本部設置規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕  
埼玉県公営企業管理者 高柳三郎  
埼玉県下水道事業管理者 今成貞昭  
埼玉県教育委員会教育長 高田直芳  
埼玉県警察本部長 原和也

## 埼玉県危機対策本部設置規程

### (設置)

第一条 県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に定める災害を除く。）、県民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は県の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、埼玉県危機対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 危機に対処するための総合的な基本方針に関すること。
  - 二 被害者の救助、医療救護、防疫、公共施設の復旧等の応急対策に関すること。
  - 三 その他危機の発生の防衛又は被害の拡大の防止に関すること。
- （本部長、副本部長及び本部長）

第三条 本部に、危機対策本部長（以下「本部長」という。）及び危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び危機対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部長は、知事とする。

3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

4 副本部長は、副知事及び危機管理防災部長の職にある者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副本部長が二人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 本部員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（協力要請）

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第二に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

（部）

第五条 本部長は、第二条第二号又は第三号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、本部に別表第三の上欄に掲げる部を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を所掌させることができる。

2 部に、部長及び副部長を置き、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が二人以上あるときは、あらかじめ部長が定めた順序で、その職務を代理する。

（現地危機対策本部）

第六条 本部長は、現地において第二条第二号又は第三号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、現地危機対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

2 現地本部に、現地危機対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地危機対策副本部長及び現地危機対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

（活動期間等）

第七条 本部長は、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、

当該危機に係る対策を推進するため特別の必要があると認めるときに本部を開設し、当該危機が解消したと認めるときに閉鎖するものとする。

(庶務担当課)

第八条 本部の庶務は、危機管理防災部危機管理課において処理する。

(その他)

第九条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、報道長

別表第二(第四条関係)

議会議務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

別表第三(第五条関係)

報道部	1 報道提供資料の作成
	2 報道機関への対応
	3 県民等への広報
渉外部	1 国等への要望
	2 ライフライン関係機関等との連絡調整
応急対策部	応急対策の検討及び実施